

日野市規則第 70 号

日野市路上喫煙禁止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日野市路上喫煙禁止条例（令和6年条例第23号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(路上喫煙禁止地区の指定等の告示)

第3条 条例第8条第3項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 路上喫煙禁止地区（以下「禁止地区」という。）を指定する場合 指定する禁止地区の名称及び区域並びに指定日
- (2) 指定した禁止地区の区域を変更する場合 変更する禁止地区の名称及び区域並びに変更日
- (3) 禁止地区の指定を解除する場合 解除する禁止地区の名称及び区域並びに解除日

(路上喫煙禁止指導員の設置)

第4条 条例第10条第1項に規定する指導及び同条第2項に規定する命令並びに条例第11条に規定する過料の処分に係る事務を行わせるため、路上喫煙禁止指導員（以下「指導員」という。）を置く。

- 2 条例第10条第1項に規定する指導については、私人に委託して行うことができる。
- 3 指導員（前項の規定により委託を受けた私人を含む。）は、路上喫煙禁止指導員証（第1号様式）を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(違反者の確認等)

第5条 市長は、指導員に違反者の氏名及び住所を確認できる書類、所持品又は電磁的記録を確認させるものとする。

(指導の方法)

第6条 条例第10条第1項の規定に基づく指導を行うときは、相手方に対し、その現状、条例の適用及び取るべき是正の措置等を口頭で伝達するものとする。

(命令の方法)

第7条 市長は、条例第10条第2項の規定に基づき、禁止地区の区域内において路上喫煙を行っているものに対し、喫煙の中止及び禁止地区からの退出を命ずることができる。

- 2 前項に規定する命令は、路上喫煙措置命令書（第2号様式）を交付して行うものとする。

(過料処分の方法)

第8条 条例第11条の規定に基づく過料を科そうとするときは、告知・弁明書（第3号様

式)により、命令の内容を明示するとともに、弁明の機会を付与する。

2 条例第 11 条の規定による過料処分は、路上喫煙過料処分書（第 4 号様式）を交付して行うものとする。

（委任）

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

写真	第 号
路上喫煙禁止指導員証	
氏名	
上記の者は、日野市路上喫煙禁止条例施行規則第4条第1項に規定する路上喫煙禁止指導員であることを証する。	
年 月 日発行	
日野市長 ㊟	

第2号様式（第7条関係）

路上喫煙措置命令書

第 年 月 日 号

日野市長 ㊟

日野市路上喫煙禁止条例第10条第2項の規定により、次のとおり必要な措置をとるよう命じます。

1 命令を受ける者の住所及び氏名

住 所	
氏 名	

2 違反に関する事実

違反の内容	日野市路上喫煙禁止条例第10条第1項の規定による指導に従わなかったこと。
違反のあった日時及び場所	年 月 日 午前・午後 時 分 日野市

3 命ずる措置の内容

日野市路上喫煙禁止条例第10条第1項の規定による指導に従い、直ちに路上喫煙を止めること及び禁止地区から退出すること。

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日野市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この決定については、この決定（(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日野市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (3) (1)の場合において、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできません。
- (4) (2)の場合において、この決定（(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第3号様式（第8条関係）

告 知 ・ 弁 明 書

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

日野市長 ㊟

あなたは、日野市路上喫煙禁止条例第10条第2項の規定による措置命令に従わないため、同条例第11条の規定により過料処分の対象となります。過料処分に先立ち、弁明の機会を付与します。

違反の内容	日野市路上喫煙禁止条例第10条第2項の規定による措置命令に従わなかったこと。
違反のあった日時及び場所	年 月 日 午前・午後 時 分 日野市

弁 明	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。弁明することはありません。 <input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。 上記事実には、 <input type="checkbox"/> 覚えがない。 <input type="checkbox"/> 誤りがある。 (内容)
記 名	

第4号様式（第8条関係）

路上喫煙過料処分書

第 号
年 月 日

日野市長 ㊟

日野市路上喫煙禁止条例第11条の規定により、次のとおり過料に処します。

1 過料処分を受ける者の住所及び氏名

住 所	
氏 名	

2 違反に関する事実

違反の内容	日野市路上喫煙禁止条例第10条第2項の規定による措置命令に従わなかったこと。
違反のあった日時及び場所	年 月 日 午前・午後 時 分 日野市

3 過料処分の内容

過料として、金 円を支払うこと。

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日野市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この決定については、この決定（(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日野市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (3) (1)の場合において、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできません。
- (4) (2)の場合において、この決定（(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。